

市営住宅入居後の注意事項

1. 契約後、世帯の合計収入が一定の額を一定期間超えた場合、また家賃の滞納が3ヶ月を超えますと、明渡し請求の対象となり住宅を退去していただく事となります。
2. 市営住宅に入居されて、契約時の名義人から変更する場合は入居者の同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者を含む）又は高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者（同居の期間が1年以上の者）のみに承継の権利があり、子または孫に承継することはできません。
3. 退去の際には畳表替え、襖の張替、壁（クロス）の塗替え等をして頂きます。
（詳細は入居のしおりに記載）
4. 住宅内でペットの飼育は禁止しています。飼育した場合は入居中の禁止事項に違反したとして明渡し請求の対象となります。
5. 駐車場は原則一世帯に1台となっていますので、2台目以降は駐車できません。
付近の民間駐車場を借りて頂き、団地内通路や路上への駐車は絶対にしないで下さい。
違反した場合は管理規則に従わなかったとして、住宅明渡しの対象になります。
6. 市営住宅敷地内の除草及び溜桝の清掃等は定期的に行って下さい。
（自治会の年間行事で行っているところもあります）
7. 台所へ異物等を流すと排水縦管がつまり、上下の入居者の排水ラインを止めての工事をしなければならない場合もあるため注意してください。
特に油は凝固剤を使用するなど流しにそのまま流すことは絶対にしないで下さい。